

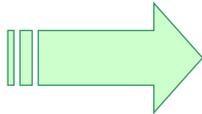
# 税額が前年度の1.1倍を超える土地に対する 固定資産税・都市計画税の条例減額制度



～ 土地の価格が急激に上昇した場合に、税負担が大幅に増加する土地に対し  
固定資産税・都市計画税を減額する制度が継続されました（令和6年度）～

（都税条例附則第15条の3[固定資産税]、第20条の3[都市計画税]）

土地の価格の上昇に伴う急激な固定資産税・都市計画税の税額の上昇を抑制するため、今年度の固定資産税・都市計画税の税額が、前年度の税額（課税標準額×税率）に1.1を乗じた額を超える場合、その超える額を減額します。（申請の必要はありません。）



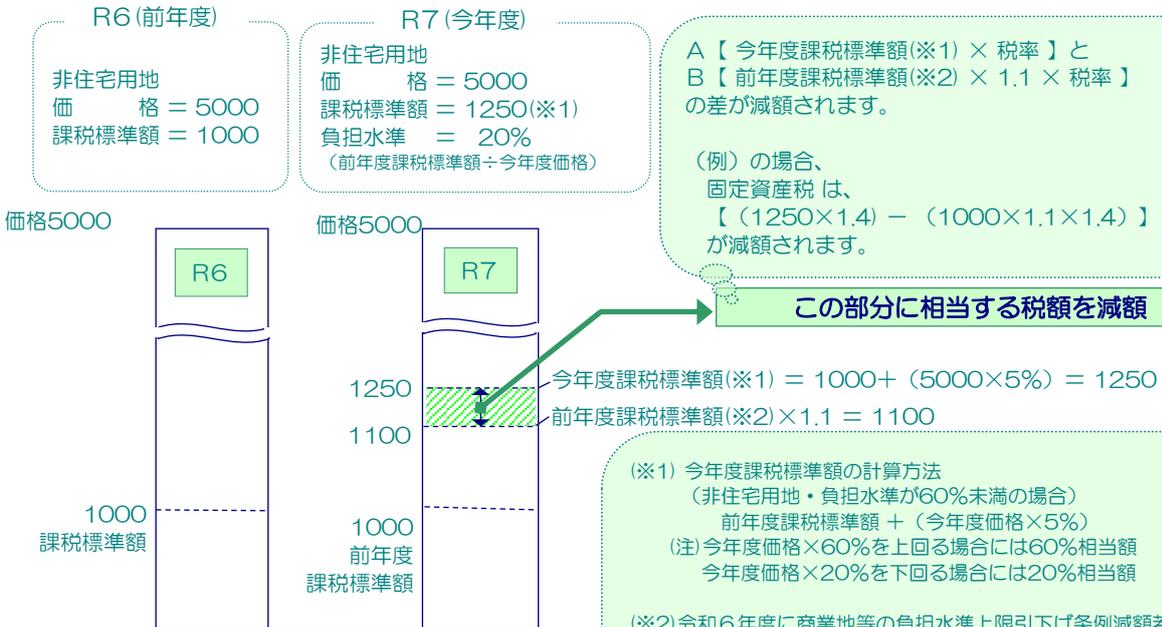
《実質効果》  
土地の税額が、前年度の1.1倍を超えなくなります。  
（地積、利用状況等に変更がない場合）

減額適用の場合、課税明細書及び名寄帳の「摘要」欄に【都税条例附則第15条の3減額】と表示され、「減額税額（固・都）」欄に、以下の求め方によって算出された減額税額が記載されます。

## 減額税額の求め方

A【今年度の課税標準額×税率】が B【前年度課税標準額×1.1×税率】を  
超える場合（A>Bの場合）、超える額を減額します。（税率：固定資産税 1.4% 都市計画税 0.3%）

（例）



(※1) 今年度課税標準額の計算方法  
(非住宅用地・負担水準が60%未満の場合)  
前年度課税標準額 + (今年度価格×5%)  
(注) 今年度価格×60%を上回る場合には60%相当額  
今年度価格×20%を下回る場合には20%相当額

(※2) 令和6年度に商業地等の負担水準上限引下げ条例減額若しくは税額  
が前年度の1.1倍を超える土地に対する条例減額を適用していた場合は、  
減額適用後の課税標準額となります。